

電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター規程

平成26年 1月21日

改正

平成26年 6月25日

平成28年 6月22日

平成30年 3月30日

令和 2年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、タイ・バンコクを拠点として電気通信大学が行う東南アジア諸国連合の大学及び企業との連携活動を支援することを目的とする。

(設置場所)

第3条 センターを、キングモンクット工科大学トンブリ校コードキャンパスに置く。

(業務)

第4条 センターは、本学の教育・研究活動の支援業務を行う。

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) その他の職員

(センター長)

第6条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を統括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、学長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの管理運営及び事業に関し必要な事項を審議するため、電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(技術相談室)

第9条 センターに東南アジア諸国に進出している企業に対して産業技術に関する支援を行うため、電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター技術相談室(以下「技術相談室」という。)を置く。

2 技術相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、学術国際部国際課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間に、最初に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第6条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成26年6月25日から施行する。

2 この規程の制定前に開催された電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター運営委員会準備会については、この規程に定める委員会として扱う。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。